

○鹿角市指名停止基準の運用基準

令和 5 年 3 月 31 日 訓令第 58 号

改正

令和 7 年 5 月 30 日 訓令第 120 号

鹿角市指名停止基準の運用基準

(目的)

第 1 条 この基準は、鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成 22 年鹿角市訓令第 71 号。以下「事務処理要綱」という。）の別表第 2 の指名停止措置基準表（次条において「指名停止措置基準表」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(具体的事由に応じた指名停止の期間)

第 2 条 指名停止措置基準表に掲げる措置要件ごとの指名停止の期間について、当該措置要件に係る具体的事由に応じた指名停止の期間は、この基準の別表（以下単に「別表」という。）に掲げるとおりとする。

(指名停止の期間の特例)

第 3 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間を合算するものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間は、それぞれ別表各号に定める期間の 2 倍とする。ただし、指名停止の期間は 2 年を超えることができない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 9 号から第 11 号まで又は第 12 号から第 15 号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 9 号から第 11 号まで又は第 12 号から第 15 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号の期間未滿とする必要があるときは、指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を 2 倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は 2 年を超えることができない。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第 4 条 市長は、指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間を加重することができる。

- （１） 別表第12号から第15号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - （２） 別表第12号又は第13号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3各項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定のいずれかの適用があったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - （３） 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があったとき（前2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。
 - （４） 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。
- （その他）

第5条 この基準に定めるもののほか、指名停止の運用に関し必要な事項は、入札審査会において審議するものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月30日訓令第120号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの訓令の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の鹿角市競争入札等事務処理要綱別表第2（第22項に係る部分に限る。）及び第4条の規定による改正後の鹿角市指名停止基準の運用基準別表（第22号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表（第2条関係）

措置要件	期間	運用基準	期間
（虚偽記載）	1か月以上12	ア 工事の着手後に虚偽の	12か月

1 市の発注する工事等の請負契約に係る競争入札において、建設工事入札参加資格審査申請書及び物品・役務等競争入札参加資格申請書並びに競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	か月以内	記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。	
		イ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。	9 か月
		ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。	6 か月
		エ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。	3 か月
		オ その他の場合	1 か月～6 か月
(過失による粗雑工事) 2 市と締結した請負契約に係る工事等(以下「市発注工事等」という。)の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)の程度が軽微であると認められるときを除く。)	1 か月以上 6 か月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。	6 か月
		イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。	3 か月
		ウ 発注者から文書により修補の指示を受けたとき。	2 か月
		エ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。	1 か月
3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工にあたり、	1 か月以上 3 か月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。	3 か月

過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。		イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。	2 か月
		ウ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。	1 か月
		※ア 「契約不適合の程度が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法による監督処分がなされた場合とする。	
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内	ア 請負者の事由により、契約が解除となったとき。	4 か月
		イ 正当な理由がなく、工期限内に工事を完成することができなかったとき。	3 か月
		ウ 監督・検査業務の執行を妨害したと認められるとき。	3 か月
		エ 施工体制台帳の提出等、必要な報告を怠ったとき。	2 か月
		オ その他契約書、仕様書等に違反した場合において、その影響が重大と認められるとき（アからエに該当する場合を除く。）。	2 か月
		カ その他契約書、仕様書等に違反したと認められるとき（前号の場合を除く。）。	1 か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を	1 か月以上 9 か月以内	ア 2 名以上の死亡者又は 4 名以上の重傷者（全治 30 日以上に加療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合	9 か月
		イ 1 名の死亡者又は 2 名	6 か月

生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。		若しくは3名の重傷者を生じさせた場合	
		ウ 重傷者を生じさせた場合	3か月
		エ 軽傷者（負傷者のうち、重傷者以外の者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合	1か月
		オ 公衆へ重大な損害（物損の程度が甚大又は社会に及ぼした影響が甚大と認められるとき。以下同じ。）を与えた場合	3か月
		カ 公衆へ損害を与えた場合	1か月
		※「市発注工事等における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として①の場合とする。ただし、②によることが適当である場合には、これによることができる。 ① 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 ② 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合	
6 一般工事等の施工にあ	1か月以上4	ア 2名以上の死亡者又は	4か月

たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	か月以内	4名以上の重傷者を生じさせた場合	
		イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合	2か月
		ウ 重傷者を生じさせた場合又は公衆へ重大な損害を与えた場合	1か月
		※「一般工事等における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合とする。	
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1か月以上6か月以内	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合	6か月
		イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合	3か月
		ウ 重傷者を生じさせた場合	2か月
		エ 軽傷者を生じさせた場合	1か月
8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1か月以上3か月以内	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合	3か月
		イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合	2か月
		ウ 負傷者を生じさせた場合	1か月

(贈賄) 9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	12か月以上24か月以内	ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）の逮捕等	18か月
		イ 有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）又はその使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）の逮捕等	16か月
		※ア 「代表役員等」とは、個人事業の場合の本人、法人の場合の専務取締役以上の肩書を有する者をいう（以下同じ。）。 イ 「一般役員等」とは、「代表役員等」以外の役員のほか、支店長、営業所長等で請負契約の締結権限を有する者をいう（以下同じ。）。 ウ 「使用人」とは、ア、イ以外のすべての者をいう（以下同じ。）。 エ 贈賄者の地位は、発覚した時点ではなく、行為の時点で判断する（以下同じ。）。 オ 本基準に定める贈賄とは、刑法第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含む（以下同じ。）。	

10 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12か月以上24か月以内	ア 代表役員等の逮捕等	16か月
		イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	14か月
11 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12か月以上24か月以内	ア 代表役員等の逮捕等	14か月
		イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	12か月
（独占禁止法違反） 12 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。			
（1）秋田県内における違反	12か月以上24か月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合	16か月
		イ 前号以外の場合	14か月
（2）秋田県外における違反	12か月以上24か月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合	14か月

		イ 前号以外の場合	12か月
13 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約に相手方として不適当であると認められるとき。	12か月以上24か月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合	18か月
		イ 前号以外の場合	16か月
		※独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるときは、次のいずれかに該当する場合とする。この場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする（以下同じ。）。 ① 公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき。 ② 公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき。 ③ 公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。 ④ 公正取引委員会から審決が出されたとき。 ⑤ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
（競売入札妨害及び談合） 14 有資格者である個人、			

有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。			
(1) 秋田県内における違反	12か月以上24か月以内	ア 代表役員等の逮捕等	16か月
		イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	14か月
(2) 秋田県外における違反	12か月以上24か月以内	ア 代表役員等の逮捕等	14か月
		イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	12か月
15 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12か月以上24か月以内	ア 代表役員等の逮捕等	18か月
		イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	16か月
(建設業法違反) 16 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。			
(1) 秋田県内における違反	3か月以上9か月以内	ア 代表取締役の逮捕等	9か月
		イ 一般役員等の逮捕等	6か月

		ウ 使用人の逮捕等	5 か月
		エ 営業停止処分がなされたとき。	4 か月
		オ 指示処分がなされたとき。	3 か月
(2) 秋田県外における違反	1 か月以上 6 か月以内	ア 代表取締役の逮捕等	6 か月
		イ 一般役員等の逮捕等	5 か月
		ウ 使用人の逮捕等	4 か月
		エ 営業停止処分がなされたとき（営業停止処分の区域に秋田県を含む場合）。	3 か月
		オ 営業停止処分がなされたとき（営業停止処分の区域に秋田県を含まない場合）。	2 か月
		カ 指示処分がなされたとき。	1 か月
17 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	4 か月以上12 か月以内	ア 代表取締役の逮捕等	12 か月
		イ 一般役員等の逮捕等	9 か月
		ウ 使用人の逮捕等	6 か月
		エ 営業停止処分がなされたとき又は営業停止が相当と認められる行為が明らかになったとき。	5 か月
		オ 指示処分がなされたとき又は指示処分が相当と認められる行為が明らかになったとき。	4 か月
(廃棄物処理法違反) 18 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処			

理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。			
(1) 秋田県内における違反	4 か月以上 9 か月以内	ア 代表取締役の逮捕等	9 か月
		イ 一般役員等の逮捕等	6 か月
		ウ 使用人の逮捕等	4 か月
(2) 秋田県外における違反	2 か月以上 6 か月以内	ア 代表取締役の逮捕等	6 か月
		イ 一般役員等の逮捕等	4 か月
		ウ 使用人の逮捕等	2 か月
19 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6 か月以上12 か月以内	ア 代表取締役の逮捕等	12か月
		イ 一般役員等の逮捕等	9 か月
		ウ 使用人の逮捕等	6 か月
(暴力的不法行為等) 20 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。	6 か月以上18 か月以内	ア 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。	
		① 代表役員等	18か月
		② 一般役員等	15か月
		③ 使用人	12か月
		イ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経	

		営若しくは運営に関与していると認められる法人・組合等に対して、資金その他の財産上の利益を提供し又は便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。	
		① 代表役員等	15か月
		② 一般役員等	12か月
		③ 使用人	9 か月
		ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
		① 代表役員等	12か月
		② 一般役員等	9 か月
		③ 使用人	6 か月
		エ 業務に関し、暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。	
		① 代表役員等	12か月
		② 一般役員等	9 か月
		③ 使用人	6 か月
		※「暴力団」及び「暴力的不法行為等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項各号に規定されたものをいう。 ※「業務に関して暴力的不法行為等を行った」には、	

		個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいい、これに関し、暴力、脅迫、傷害等を含む暴力的不法行為等を行った場合も適用する。	
(不正又は不誠実な行為) 21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関する不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内	ア 市発注工事に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 か月～9 か月
		イ 市発注工事に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月～6 か月
		ウ 業務に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2 か月～6 か月
		エ 業務に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月～4 か月
		オ 市発注工事に関し、落札決定後に契約を辞退する、低入札価格調査対象からの除外を申し出る等発注者との信頼関係を著しく損なう行為があった場合	1 か月
		カ その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 か月～9 か月
		※「法令」の代表的なもの	

		としては、次のものをいう。 ・ 刑法 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（ただし、第10号及び第11号に掲げる場合を除く。） ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号） ・ 労働安全衛生法 ・ 浄化槽法（昭和58年法律第43号） ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号） ・ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）	
22 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内	ア 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合	9 か月
		イ 秋田県内におけるもので、その他の場合	4 か月
		ウ 秋田県外におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合	6 か月
		エ 秋田県外におけるもので、その他の場合	1 か月